

警視庁生活安全部長
警視庁組織犯罪対策部長
警視庁地域部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長
各方面本部長

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警察庁丁生企発第537号、丁参組二発第10号
丁生経発第130号
令和7年9月25日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁長官官房参事官(匿名・流動型犯罪グループ対策担当)
警察庁生活安全局生活経済対策管理官

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪下見活動と思料される不審な訪問等を行う
犯罪組織の実態解明と対策の推進について(通達)

匿名・流動型犯罪グループ(以下「匿流グループ」という。)対策においては、これまでも各種対策に取り組んでいるところであるが、その実態は十分に解明されていない。

また、本年5月、各都道府県警察に対して不審な訪問に係る相談や通報についての調査を行った結果、業者名を名乗らないなど悪質な訪問業者のみならず、強盗や侵入窃盗等のより凶悪・悪質な犯罪の下見活動と思料されるような、目的が判然としない不審な訪問とともに、家の外部に何らかの記号や印が記載されている又は不審な物が置かれているなど不審なマーキングも確認された。このような不審な訪問等によって把握された家族構成や家屋内の状況、資産状況等の情報は、他の匿流グループに共有され、特殊詐欺等の標的選定に利用されているおそれもある。

こうした状況を踏まえ、全国警察を挙げて、匿流グループを視野に入れた犯罪下見活動と思料される不審な訪問等を行う犯罪組織の実態解明、取締り及び被害の防止を一層強力に行う必要があることから、各都道府県の実情に応じ、下記のとおり各種対策を効果的に推進されたい。

記

1 本通達における用語の定義

(1) 不審な訪問

訪問者が何らかの名目で訪問して、家族構成や資産状況等の個人情報執拗に聞き出そうとしたり、名刺提供の求めを拒否する、正規の業者であれば当然に答えられる質問に答えられないなど、正規の業者による訪問とは考えられない言動や不審な言動があったため、訪問を受けた者が不審であると感じた訪問をいう。

(2) 悪質訪問業者

住宅等を訪問して、詐欺に該当する行為、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に違反する行為その他何らかの法令に違反する行為を行った疑いがある業者をいう。

2 実態解明及び取締りの徹底

(1) 積極的な職務質問と情報共有の徹底

不審な訪問又は悪質訪問業者に関する通報・相談があった際には、発生日時、訪

問者の特徴等を詳細に聴取して、各都道府県警察本部生活安全部門で集約の上、情勢を把握するとともに、各都道府県警察本部の匿流グループ対策の司令塔（以下「各都道府県司令塔」という。）に共有すること。また、警察庁は、各都道府県警察が把握した情報を集約するとともに、所要の評価・分析を行い、その結果を関係部門間で共有するとともに、関係都道府県警察に還元する。

なお、訪問直後に通報があった場合には、直ちに訪問場所付近を検索し、該当する人物を発見した場合は積極的な職務質問を実施するとともに、違法行為が確認された場合には積極的な事件化を図ること。また、職務質問で判明した事業者情報等や事件捜査の過程で判明した悪質訪問業者のビジネスモデル等については、生活安全部門、各都道府県司令塔で相互に情報共有を行うこと。

（２）情勢分析と取締り

各都道府県警察は、自らが把握する情報だけでなく、多様な情報を活用して、情勢分析を行い、通報等により違法行為を把握した場合には、速やかに証拠を収集すること。

その上で、事件検挙に当たっては、実行犯の検挙に終始することなく、匿流グループの関与を加味した組織の結節点となる中核的人物の検挙を重点に突き上げ捜査を徹底すること。

（３）犯罪収益等の剥奪

匿流グループに実質的な打撃を与えるため、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）第 9 条、第 10 条若しくは第 11 条の規定を積極的に活用した取締りを推進するとともに、同法律の規定による犯罪収益等の没収、追徴、税務当局への課税措置通報を実施するなど、関係機関との連携を密にして、効果的な打撃を与えること。

また、背後に暴力団の存在がうかがわれる場合には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 31 条の 2 の適用を視野に、いわゆる代表者訴訟の立証に資する事実を供述調書等によって確実に証拠化すること。

3 行政面からの対策の推進

（１）警察所管法令に基づく行政処分等の活用

通報・相談があった訪問者が古物商や警備業等各都道府県警察が許可等事務を担う業種を名乗っている場合には、その許可状況等を確認すること。また、許可業者等が関係法令に違反しているおそれがあるなど必要な場合には、立入検査、行政処分等を行うなど、実態解明に努めること。

（２）特定商取引法に基づく行政処分等の活用

通報・相談があった訪問者が、特定商取引法上の訪問販売業者である場合には、同法第 60 条第 1 項の規定に基づく申出を積極的に行い、行政措置が発動されるよう働きかけること。

4 犯罪抑止対策の実施

実態解明と並行して新たな犯罪の抑止に努めるため、以下の犯罪抑止対策を実施すること。なお、この種事犯の犯罪抑止を進めるに当たっては、地域、時期により犯行態様が異なる場合があることから、上記 2（１）の集約結果を活用するなどして、常に最新の発生状況を把握した上で、より効果的な犯罪抑止活動に努めること。

(1) 効果的かつ波状的な広報啓発の実施

不審な訪問又は悪質訪問業者については、名刺を見せない又は回収する、強引に居宅等に立ち入ろうとするなどの特徴が見られることから、不審な訪問を受けた場合には、名刺を求める、家に入れないといった措置を講じる、訪問者が退去しないなど緊急の場合は 110 番通報するといった内容の広報啓発を行うこと。また、不審な訪問を受けた者が必ずしも警察に通報又は相談をしているとは限らないことから、既に訪問から時間が経過している場合であっても警察へ通報する旨の広報啓発を行うこと。

広報に当たっては、悪質訪問業者と誤認されないために正規の業者が行っている訪問方法等も盛り込むなどし、不審な訪問の判断材料となる着眼点を伝える工夫をすること。さらに、特定の民間企業や自治体等を騙る事案も認められることから、そのような事案が確認された場合には、当該企業等からも注意喚起を行うよう促すなど官民連携した対策も検討すること。

(2) 悪質な実態・手口等に関する具体的かつ速やかな情報発信

不審な訪問又は悪質訪問業者を認知した場合は、その周辺地域を集中的に訪問することも予想されるため、関係部門と連携の上、各都道府県警察が有する電子メール配信サービス等で速やかに住民に通知するとともに、同地域におけるパトカー等の車載マイクによる注意喚起や巡回連絡を集中的に行うなどして、必要性や状況に応じて被害の未然防止を図ること。

(3) 戦略的な防犯対策

不審な訪問等が多く確認される地域や時間帯については、集中的に警らを実施するなど戦略的な対策を行うとともに、防犯ステッカーや防犯ボランティアを活用するなどして、関係機関とも連携した対策を行うこと。

(4) 捜査過程で押収した名簿を活用した被害予防対策

顧客名簿等を押収した場合は、「捜査過程で押収した名簿を活用した被害予防対策の実施について（通達）」（令和 7 年 7 月 10 日付け警察庁丁生企発第 446 号ほか）により、名簿登載者に対する被害予防対策を講じること。